

### Q

タイの現地法人（100%出資子会社）へ資金援助を行いたいが、資金を送るために注意する点は？

### A

海外の子会社に、財務支援や資金援助のため送金する際、その送金の目的はどのようにすれば良いでしょうか？  
基本的には、増資（資本金の送金）とするか、子会社への貸付とするか、この2つが考えられます。子会社の資金繰りがつかないといって本社があわてて立替金などの名目で資金を日本から送ってしまうと、後で親会社へ送り返すとき手続きに時間がかかったりすることが考えられるので、注意が必要です。

資金援助をしなければならない事情（長期的な支援が必要なのか、一時的な資金繰りの問題なのか、また、長期的な支援と言っても、子会社の設備投資などの資金なのか、恒常的に発生する運転資金なのか等々）によっても考え方は違ってきますが、まずは「増資」が一番典型的な支援の方法となります。増資は子会社側から見ると、返済や金利支払の義務が無く、為替リスクもないので一番ありがたい方法です。一方で、親会社から見ると、いったん資金を提供すると回収の方法は子会社からの配当しかありません。資本金の減額（減資）で回収するという方法もありますが、減資手続きは現地の会社法上での複雑な手続きが必須で、どこの国でも時間がかかり現実的ではありません。従って、安易に増資してしまうと、後で金が余ったからといって返してもらう訳にはいかないので注意が必要です。

増資には、子会社の取締役会の決議や増資実施後の登記所への登録などが必要です。ここで注意しなければいけないのは、現地法人の登録資本金（あるいは授權資本金）が払込資本金と同額になっていて増資の余地が無いケースです。この場合はまず登録資本金などの増額をしなければなりませんし、このための定款の内容変更について株主総会の開催が必要となることです。また、現地法人がタイのBOIから認可を受けていたり、マレーシアのMIDAから製造業ライセンスを受けている場合などで資本金の変更を通知しなければならない場合は、その手続きも必要となります。タイでは、日本や他のアジア諸国のいわゆる授權（登録）資本と払込資本の制度とはちょっと違って、登録資本金全額分の株式はあらかじめ発行されなければならないものの、一部（25%は必要）の払込みで会社をスタートさせ、実際には必要に応じて取締役会の判断で資本の払込みを分割で行って行く方式となっています。すでに100%全額の払込が完了している場合（特にBOI企業は当初から100%全額の払込みとなっている）、新たな増資（新株の発行）には株主総会決議が必要となります。

次に考えられるのが、いわゆる「親子ローン」です。増資では、子会社は資金コストへの認識が甘くなり、いわば「出世払い」のようになりがちです。そこで親会社からすると、返済義務のある親子ローンという形を採って、金利を負担させ、期日返済が可能なように資金管理もさせたいという要望が出てくるのは当然でしょう。もちろん子会社が現地銀行から直接借り入れるという方法（この場合、親会社は保証を行うというのが一般的）もありますが、銀行と借入の条件交渉を行ったり、財務情報などの説明を行うなど、子会社の経理担当の人材に頼る部分が多くなります。また、万が一にも元利払いが延滞したりするとレピュテーションリスクにもつながります。こういう点を考えると、親子ローンは、万が一、子会社の業績が思わしくなく返済期限の延長が必要になった場合でも、親子間の協議で解決でき、対外的なレピュテーションリスクを回避することができます。ただし、親子ローンといっ



でも、契約書はしっかりと作っておく必要があります。子会社が現地資本との合弁会社の場合などは別として100%子会社の場合、詳細な契約書は不要と判断される傾向にあります。金利、返済スケジュール、期限前返済の可否など基本的な事項は、いつでも誰でも説明できるように簡潔・明快な英文の契約書を作って、当事者それぞれが保管しておくようにしましょう。

ローンの通貨は通常、円や米ドル建てとすることが多いので、子会社側に返済時や金利支払時の為替リスクが生じます。ローンの実行時に円の金利が低かったからといって単純に円建てとしてしまうと、返済時に円高になっていた場合、金利が安いというメリットなどは消し飛んでしまうリスクがあります。また、親子ローンの金利水準は、それぞれの通貨のマーケット金利と比較して妥当だと思われる水準にしておかなければなりません。金利も移転価格税制の対象ですから、高すぎると判断されれば現地の税務当局から、低すぎると判断されると本邦の税務署から問題にされるおそれがあります。

また、子会社が所在する現地の国の規制にも注意する必要があります。タイの場合は規制はありませんが、ローンを借りた際に現地法人側でタイ中銀に報告がされているので、後日条件を勝手に変えたりすると返済時の手続きに時間がかかる場合があります。ローンの期間については、例えばインドでは短期が不可とされているのに対し、ベトナムでは長期（1年超）はベトナム中銀の事前承認が必要となっており、アジア各国でも違っています。いずれにしても、調印済みのローン契約書およびローン実行時の銀行口座の入金通知書など取引に係る証拠書類はきちんと保管しておく必要があります。尚、金利支払については現地で源泉税が発生します。タイの場合は日タイ租税条約のもとで15%となっています。源泉税は現地から送金する際に差し引かれますが、これを日本側で、親会社が納税時に控除できるように必要な手続きを忘れないようにしておく必要があります。

増資と親子ローンの中間形態として優先株（償還条件付）という手法があります。これは優先的に配当を受ける権利を有し、また償還期限が設定できるので現地通貨建て親子ローンとしての機能が期待できるものです。ここでは説明を省略します。